

岩手県医療局管理規程第6号

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

岩手県医療局長 熊谷 泰樹

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程の一部を改正する規程

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程（昭和42年岩手県医療局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表第1（第2条関係）							別表第1（第2条関係）						
組織	区分						組織	区分					
	1種	2種	3種	4種	5種	6種		1種	2種	3種	4種	5種	6種
本庁	[略]			[略] 臨床検査指導監	[略]	担当課長 リハビリテーション指導監 栄養指導監	本庁	[略]			[略] 臨床検査指導監 リハビリテーション指導監 栄養指導監 看護指導監	[略]	担当課長
病院	[略]			[略] 臨床検査技師長（中央に限る。）	[略]	[略] リハビリテーション技師長（ <u>医療局長が認める者に限る。</u> ） 栄養管理科長	病院	[略]			[略] 臨床検査技師長（中央に限る。） リハビリテーション技師長（ <u>中央に限る。</u> ） 栄養管理科長（ <u>中央に限る。</u> ）	[略]	[略] リハビリテーション技師長（ <u>宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、磐井、釜石及び二戸に限る。</u> ） 栄養管理科長

		看護部長（職務の級6級の職にある者に限る。）) [略]	（ <u>医療局長が認める者</u> に限る。）			看護部長（職務の級6級の職にある者に限る。）) [略]	（ <u>宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、磐井、釜石及び二戸</u> に限る。）
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。